

山口県報

平成21年
2月10日
(火曜日)

目次

保安林の指定(森林整備課).....	一
公有水面の埋立地の用途の変更の許可(港湾課).....	二
公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課).....	五
県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課).....	五
県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等(会計課).....	五
県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等(物品管理課).....	六
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....	六
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....	七
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....	七
一般競争入札の実施(農林水産政策課).....	一
開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....	二
教委公告	
一般競争入札の実施.....	三
選管告示	
選挙人名簿選挙時被登録資格の決定の基準となる日等.....	四

山口県告示第五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十一年二月十日

山口県知事 二井 関成

一 保安林の所在場所

下関市大字内日上市正月ヶ浴二二九六の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部森林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

下関市豊浦町大字川棚字雪山六六から六八まで、字岡浴一〇一、豊北町大字北宇賀字八ヶ久保一九〇の二、字天ヶ久保二五二、二五三、字堂々二五七、字法生二五八の四

萩市大字須佐字後ヶ浴二五三四、二九〇八、字浴村二五三五から二五三七まで、字乙ヶ敷二八九四、字金山二九〇三、二九〇五、字荒神平二九一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条ノ二第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立地の用途の変更を許可した。

平成二十一年二月十日

徳山下松港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

- 1 第一工区
 - 下松市大字東豊井字宮ノ洲鼻七四二の三一地先公有水面
- 2 第二工区
 - 下松市大字東豊井字宮ノ洲鼻七四二の三一及び同字七四二の三一に沿接する国有海浜地地先公有水面

(二) 区域

- 1 第一工区
 - 次の1の地点から14の地点までを順次結んだ線及び1の地点と14の地点を結んだ線に囲まれた区域、15の地点から34の地点までを順次結んだ線及び15の地点と34の地点を結んだ線に囲まれた区域、35の地点から56の地点までを順次結んだ線及び35の地点と56の地点を結んだ線に囲まれた区域並びに94の地点から109の地点までを順次結んだ線、109の地点と110の地点を結び平成八年秋分の満潮位（D₁・L₁+3・10メートル）（以下「満潮位」という。）における公有水面と陸地

との境界線、110の地点と111の地点を結んだ線及び94の地点と111の地点を結んだ線に囲まれた区域

2 第二工区

次の57の地点と58の地点を結び満潮位における公有水面と国有海浜地との境界線、58の地点と60の地点を結び満潮位における公有水面と防波堤との境界線、60の地点から93の地点までを順次結んだ線、93の地点と111の地点を結んだ線、111の地点と110の地点を結んだ線及び57の地点と110の地点を結び満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

- 1の地点 下松市大字東豊井字宮ノ洲の宮ノ洲四等三角点（北緯三三度五九分二七・四三六秒東経一一一度五二分〇八・〇九一秒）（以下「基準点」という。）から二七三度二九分三七秒三三三・六二メートルの地点
- 2の地点 1の地点から三三一度五七分〇二秒二二・〇〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から五一度五七分〇五秒六〇・一五メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一四一度五七分〇二秒八・二〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から三三一度五七分〇五秒二・八〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三三一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三三一度五七分〇五秒五・七〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一四一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から三三一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三三一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から三三一度五七分〇五秒五・七〇メートルの地点
- 12の地点 11の地点から一四一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
- 13の地点 12の地点から三三一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一四一度五七分〇五秒三・八〇メートルの地点
- 15の地点 基準点から二八二度〇三分〇六秒二九一・六二メートルの地点
- 16の地点 15の地点から三三一度五七分〇三秒八・二〇メートルの地点
- 17の地点 16の地点から五一度五七分〇五秒八〇・二〇メートルの地点
- 18の地点 17の地点から一四一度五七分〇二秒八・二〇メートルの地点
- 19の地点 18の地点から三三一度五七分〇五秒二・八〇メートルの地点
- 20の地点 19の地点から三三一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
- 21の地点 20の地点から三三一度五七分〇五秒五・七〇メートルの地点
- 22の地点 21の地点から一四一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
- 23の地点 22の地点から三三一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点
- 24の地点 23の地点から三三一度五七分〇五秒一・五〇メートルの地点

58の地点	57の地点	56の地点	55の地点	54の地点	53の地点	52の地点	51の地点	50の地点	49の地点	48の地点	47の地点	46の地点	45の地点	44の地点	43の地点	42の地点	41の地点	40の地点	39の地点	38の地点	37の地点	36の地点	35の地点	34の地点	33の地点	32の地点	31の地点	30の地点	29の地点	28の地点	27の地点	26の地点	25の地点
57の地点から三三一度二四分二七秒一六・二九メートルの地点	基準点から二五〇度二一分一秒三〇四・五二メートルの地点	55の地点から一四一度五六分五四秒一・五〇メートルの地点	54の地点から三三一度五六分五四秒五・七〇メートルの地点	53の地点から三三一度五六分五四秒一・五〇メートルの地点	52の地点から三三一度五六分五四秒一・六六メートルの地点	51の地点から一四一度五六分五四秒一・五〇メートルの地点	50の地点から三三一度五六分五四秒五・七〇メートルの地点	49の地点から三三一度五六分五四秒一・五〇メートルの地点	48の地点から三三一度五六分五四秒二・八〇メートルの地点	47の地点から三〇八度五七分〇二秒四・五一メートルの地点	46の地点から二八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点	45の地点から三〇八度五七分〇二秒五・七〇メートルの地点	44の地点から三〇八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点	43の地点から二八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点	42の地点から三〇八度五七分〇二秒五・七〇メートルの地点	41の地点から三〇八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点	40の地点から三〇八度五七分〇二秒二・八〇メートルの地点	39の地点から二八度五七分〇二秒八・二〇メートルの地点	38の地点から二八度五七分〇二秒三九・五八メートルの地点	37の地点から二八度五七分〇二秒三九・五八メートルの地点	36の地点から五一度五六分五四秒四三・九三メートルの地点	35の地点から三三一度五六分五四秒八・二〇メートルの地点	基準点から二九六度三七分四五秒二四七・五〇メートルの地点	34の地点	33の地点	32の地点	31の地点	30の地点	29の地点	28の地点	27の地点	26の地点	24の地点から三三一度五七分〇五秒五・七〇メートルの地点

92の地点	91の地点	90の地点	89の地点	88の地点	87の地点	86の地点	85の地点	84の地点	83の地点	82の地点	81の地点	80の地点	79の地点	78の地点	77の地点	76の地点	75の地点	74の地点	73の地点	72の地点	71の地点	70の地点	69の地点	68の地点	67の地点	66の地点	65の地点	64の地点	63の地点	62の地点	61の地点	60の地点	59の地点
91の地点から三八度五七分〇二秒五・四〇メートルの地点	90の地点から二八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点	89の地点から三八度五七分〇二秒一八・七六メートルの地点	88の地点から三〇八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点	87の地点から三八度五七分〇二秒五・四〇メートルの地点	86の地点から二八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点	85の地点から三八度五七分〇二秒一八・七六メートルの地点	84の地点から三〇八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点	83の地点から三八度五七分〇二秒五・四〇メートルの地点	82の地点から二八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点	81の地点から三八度五七分〇二秒一八・七六メートルの地点	80の地点から三〇八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点	79の地点から三八度五七分〇二秒五・四〇メートルの地点	78の地点から二八度五七分〇二秒一八・七六メートルの地点	77の地点から三八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点	76の地点から三〇八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点	75の地点から三八度五七分〇二秒五・四〇メートルの地点	74の地点から二八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点	73の地点から三八度五七分〇二秒一四・四〇メートルの地点	72の地点から五六度五七分〇二秒二・六三メートルの地点	71の地点から三二六度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点	70の地点から五六度五七分〇二秒五・四〇メートルの地点	69の地点から一四六度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点	68の地点から五六度五七分〇二秒一八・七六メートルの地点	67の地点から三二六度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点	66の地点から五六度五七分〇二秒五・四〇メートルの地点	65の地点から一四六度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点	64の地点から五六度五七分〇二秒一八・七六メートルの地点	63の地点から三二六度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点	62の地点から五六度五七分〇二秒五・四〇メートルの地点	61の地点から一四六度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点	60の地点から五六度五七分〇二秒一五・六六メートルの地点	59の地点から三二六度五七分〇二秒一〇・一八メートルの地点	58の地点から五六度五七分〇二秒六・二〇メートルの地点

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

- 1 第一工区
 - 下松市大字東豊井字宮ノ洲鼻七四二の二八、七四二の三〇及び七四二の三一、同大字字宮ノ洲四七五、四七五の六、四七五の七及び同字四七五の六に沿接する道路並びに同大字字宮ノ洲四七五、同大字字宮ノ洲鼻七四二の三一及び七四二の一地先公有水面
- 2 第二工区
 - 下松市大字東豊井字洲鼻四七六の二、四七六の二二、四七六の二二及び四七六の二三、同大字字宮ノ洲鼻七三二の二四から七三二の三〇まで、七三六の五、七

(三) 面積

- 1 第一工区
 - 三、二四九・三三平方メートル
 - 2 第二工区
 - 七、三二四・三四平方メートル
- 111の地点 110の地点から三〇八度五七分〇二秒三五・七四メートルの地点
- 110の地点 基準点から二九〇度二五五分〇秒一三〇・二四メートルの地点
- 109の地点 108の地点から一二八度五七分〇二秒七四・一八メートルの地点
- 108の地点 107の地点から三八度五七分〇二秒八・二〇メートルの地点
- 107の地点 106の地点から三〇八度五七分〇二秒一・五五メートルの地点
- 106の地点 105の地点から二八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
- 105の地点 104の地点から三〇八度五七分〇二秒五・七〇メートルの地点
- 104の地点 103の地点から三八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
- 103の地点 102の地点から三〇八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
- 102の地点 101の地点から二八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
- 101の地点 100の地点から三〇八度五七分〇二秒五・七〇メートルの地点
- 100の地点 99の地点から三八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
- 99の地点 98の地点から三〇八度五七分〇二秒二・八〇メートルの地点
- 98の地点 97の地点から三八度五七分〇二秒一九・二〇メートルの地点
- 97の地点 96の地点から三〇八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
- 96の地点 95の地点から三八度五七分〇二秒五・四〇メートルの地点
- 95の地点 94の地点から二八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点
- 94の地点 93の地点から三八度五七分〇二秒一・八・七六メートルの地点
- 93の地点 92の地点から三〇八度五七分〇二秒一・五〇メートルの地点

(二) 区域

- 1 第一工区
 - 次の⑤の地点から⑧の地点までを順次結んだ線、⑧の地点と⑰の地点を結んだ線、⑰の地点から⑳の地点までを順次結んだ線及び⑤の地点と㉒の地点を結んだ線に囲まれた区域
 - 2 第二工区
 - 次の①の地点から④の地点までを順次結んだ線、④の地点、㉒の地点、㉑の地点、㉓の地点、⑰の地点、⑱の地点、⑲の地点、⑲の地点を順次結んだ線、⑨の地点から⑱の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑱の地点を結んだ線に囲まれた区域
- ①の地点 基準点から二四五度三一分〇七秒三三一・九八メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三二〇度三七・四〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二八二度一五分九〇・六〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三五二度四分一五五・二〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から五一度五七分二六一・八〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二四度二〇分一四二・四〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一六四度七六・四〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二〇六度一五・〇〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二一九度三〇分六六・二〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二〇度二〇分四五・五〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二〇度一五分二三・三〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二〇度三〇分一三・四〇メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から二六度一三・〇〇メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から三三四度三〇分一二・〇〇メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から三七度一七・五〇メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から三三八度五〇分四三・〇〇メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から二八八度五八分二三秒一・一〇八メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から三〇八度五七分〇二秒四七・四〇メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から二一八度五七分〇二秒五・〇〇メートルの地点

- ⑳の地点
- ㉑の地点
- ㉒の地点
- ㉓の地点
- ㉔の地点
- ㉕の地点
- ㉖の地点
- ㉗の地点
- ㉘の地点
- ㉙の地点
- ㉚の地点
- ㉛の地点
- ㉜の地点
- ㉝の地点
- ㉞の地点
- ㉟の地点
- ㊱の地点
- ㊲の地点
- ㊳の地点
- ㊴の地点
- ㊵の地点
- ㊶の地点
- ㊷の地点
- ㊸の地点
- ㊹の地点
- ㊺の地点
- ㊻の地点
- ㊼の地点
- ㊽の地点
- ㊾の地点
- ㊿の地点

- (三) 面積
 - 1 第一工区
 - 三三、九二四・八一平方メートル
 - 2 第二工区
 - 四三、七三六・三五平方メートル

三 埋立地の用途
(一) 変更前の用途

用途	配置	規模
埋立地の前面に配置	埋立地の東側にあつて、北東から南にかけて位置の埠頭用地背後に配置	約八、四〇〇平方メートル
埠頭用地	埠頭用地及び防災施設用地を除く全域に配置	約一、九〇〇平方メートル

(二) 変更後の用途

用途	配置	規模
埋立地の前面に配置	埋立地の東側にあつて、北東から南にかけて位置の埠頭用地背後に配置	約八、九〇〇平方メートル
埠頭用地	埠頭用地及び防災施設用地を除く全域に配置	約一、四〇〇平方メートル

四 許可を受けた者

山口市滝町一番一号
山口県
山口県知事 二井 関成
許可の年月日
平成二十一年二月二十二日

山口県告示第五十四号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示(平成九年山口県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年二月十日

山口県知事 二井 関成

表 中野県営住宅の項を次のように改める。

中野 県 営 住 宅	
一号棟から三号棟まで	〇・九七
四号棟及び五号棟	〇・九二

表 高井県営住宅の項中「I棟」を「J棟」に改める。

山口県告示第五十五号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示(平成十年山口県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年二月十日

山口県知事 二井 関成

表 高井県営住宅の項中「四二」を「九〇」に改める。

山口県告示第五十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七條の五第一項及び第六百六十七條の十一第二項の規定により、平成二十一年度において県が発注する業務(県庁舎等の清掃に係るものを除く。)の委託契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)及び調達する特定役務の種類等について、次のとおり定めた。

平成二十一年二月十日

山口県知事 二井 関成

一 競争入札参加資格
競争入札に参加することができる者は、政令第六十七條の四（政令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で業務の委託の特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二 調達する特定役務の種類

調達する特定役務の種類は、自動車税納税通知書等作成業務、漁業取締船きらかせの中間検査業務及び実習船青海丸の中間検査業務とする。

三 その他

(一) 競争入札参加資格の審査の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成十九年山口県告示第三百五十六号）に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

(二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成二十一年六月中に同年十月一日から平成二十三年九月三十日までの期間に係る資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。

山口県告示第五十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号、以下「政令」という。）第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、平成二十一年度において県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに限る。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び調達する物品等の種類等について、次のとおり定めた。

平成二十一年二月十日

山口県知事 二井 関 成

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第六十七條の四（政令第六十七條

の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二 調達物品等の種類

調達する物品等の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

契約の種類	調達する物品等の種類
物品等の買入れ及び借入れ	税務電算システム用機器 ネットワークパソコン 人事給与福利厚生システム用機器 可動展示ケース 遠隔操作式エックス線透視撮影装置 電気 県立学校コンピュータ教室用機器 県立学校ネットワーク用端末機器 警察情報ネットワーク端末装置 警察行政情報システム端末装置 交通信号灯器 電子申請用ネットワークシステム 運転免許電子ファイルリングシステム

三 その他

(一) 競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成十九年山口県告示第三百五十六号）に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

(二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成二十一年六月中に同年十月一日から平成二十三年九月三十日までの期間に係る資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。



(四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年三月二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の

縦覧に供します。

平成二十一年二月十日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十一年一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 萩市民活動ねっと

代表者の氏名 原田 利正

主たる事務所の所在地 萩市大字西田町五番地

三 定款に記載された目的

行政及び市民活動団体その他の団体による協働のまちづくりを推進するために、萩市において活動する市民活動団体その他の団体のネットワークづくりなどを通じて、自主的かつ主体的な市民活動団体その他の団体の公益的活動を活性化し、市民活動の健全な発展の促進、地域社会の公益の増進及び活力あるまちづくりの振興に寄与すること。

(四五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十一年三月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年二月十日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十一年一月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人やまぐち里山人ネットワーク

代表者の氏名 園田 秀則

主たる事務所の所在地 美祢市伊佐町河原四六六番地

(四六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十一年二月十日から同年六月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年二月十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 防府ショッピングセンター

所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社マイカル 所 代表者の氏名 大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号 松井 博史

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社メルシー	変更前 防府市栄町二丁目一〇番二七号	変更後 防府市宮市町一〇番一〇号
---	----------	-----------------------	---------------------

四 届出年月日

平成二十一年一月二十二日

五 変更年月日

平成十八年十一月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 防府ショッピングセンター

所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社マイカル 所 代表者の氏名 大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号 松井 博史

三 変更に係る事項の概要

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 防府ショッピングセンター
 所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 届出年月日
 平成二十一年一月二十二日

五 変更年月日
 平成十九年二月二十八日

大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称		変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
株式会社青山商事	有限会社青山商事	有限会社ほつえい堂	有限会社ほつえい堂	有限会社ほつえい堂
株式会社オリカラーフォトサービス	株式会社オリカラーフォトサービス	株式会社ほつえい堂	株式会社ほつえい堂	株式会社ほつえい堂
株式会社青山商事	有限会社青山商事	有限会社ほつえい堂	有限会社ほつえい堂	有限会社ほつえい堂
株式会社つみ	株式会社つみ	株式会社つみ	株式会社つみ	株式会社つみ
有限会社前田商店	有限会社前田商店	有限会社前田商店	有限会社前田商店	有限会社前田商店
株式会社鶴屋	株式会社鶴屋	株式会社鶴屋	株式会社鶴屋	株式会社鶴屋
株式会社たけうち	株式会社たけうち	株式会社たけうち	株式会社たけうち	株式会社たけうち
国際貿易株式会社	国際貿易株式会社	国際貿易株式会社	国際貿易株式会社	国際貿易株式会社
株式会社やのまん	株式会社やのまん	株式会社やのまん	株式会社やのまん	株式会社やのまん
アイメディア株式会社	アイメディア株式会社	アイメディア株式会社	アイメディア株式会社	アイメディア株式会社

大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所		大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
株式会社スローフード	株式会社スローフード	株式会社スローフード	株式会社スローフード	株式会社スローフード	株式会社スローフード
株式会社スナップス販売株式会社	株式会社スナップス販売株式会社	株式会社スナップス販売株式会社	株式会社スナップス販売株式会社	株式会社スナップス販売株式会社	株式会社スナップス販売株式会社
株式会社リユウセイ	株式会社リユウセイ	株式会社リユウセイ	株式会社リユウセイ	株式会社リユウセイ	株式会社リユウセイ
株式会社システムジウヨン	株式会社システムジウヨン	株式会社システムジウヨン	株式会社システムジウヨン	株式会社システムジウヨン	株式会社システムジウヨン
株式会社マナ・ティ	株式会社マナ・ティ	株式会社マナ・ティ	株式会社マナ・ティ	株式会社マナ・ティ	株式会社マナ・ティ
株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ

三 変更に係る事項の概要

株式会社マイカル 住 所 大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号 代表者の氏名 松井 博史

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	有限会社スローフード瞳九	小西 矩志
スナップス販売株式会社	成岡富士夫	
フランスベッド販売株式会社	千葉 敏之	
株式会社リユウセイ	青山 政徳	
株式会社システムジユウヨン	石田 勝彦	
株式会社マナ・ティー	山本 学	

四 届出年月日
平成二十一年一月二十二日
五 変更年月日
平成十九年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 防府ショッピングセンター
所在地 防府市中央町一番三号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社マイカル 大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号 松井 博史
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号	変更後 東京都新宿区住吉町八番一二号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	エステール株式会社	

四 届出年月日
平成二十一年一月二十二日
五 変更年月日
平成十九年七月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 防府ショッピングセンター 所在地 防府市中央町一番三号 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 住 所 代表者の氏名 株式会社マイカル 大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号 松井 博史 三 変更に係る事項の概要	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社みすず	変更後 株式会社ジュエルセブン
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	有限会社花のみやはら	宮原 恭造	宮原 澄枝

四 届出年月日
平成二十一年一月二十二日
五 変更年月日
平成十九年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 防府ショッピングセンター
所在地 防府市中央町一番三号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社マイカル 大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号 松井 博史
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 宮原 恭造	変更後 宮原 澄枝
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	有限会社花のみやはら	

四 届出年月日
平成二十一年一月二十二日
五 変更年月日
平成十九年十二月十日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 防府シヨッピングセンター
 所在地 防府市中央町一番三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社マイカル 大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号 松井 博史
- 三 変更に係る事項の概要
- | | | | |
|---------------------------|-------|-------|------------|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 越智 廣美 | 変 更 前 | 防府市大字高井四三 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 大塚 民一 | 変 更 後 | 防府市今市町六番五号 |
- 四 届出年月日
 平成二十一年一月二十二日
 変更年月日
 平成二十年二月二十八日
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 防府シヨッピングセンター
 所在地 防府市中央町一番三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社マイカル 大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号 松井 博史
- 三 変更に係る事項の概要
- | | | | |
|---------------------------|---------------------------|-------|-------|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変 更 前 | 大塚 民一 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変 更 後 | 島山 祥三 |
- 四 届出年月日
 平成二十一年一月二十二日
 変更年月日
 平成二十年四月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 防府シヨッピングセンター
 所在地 防府市中央町一番三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社マイカル 大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号 松井 博史
- 三 変更に係る事項の概要
- | | | | |
|---------------------------|---------------------------|-------|-------|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変 更 前 | 川本 敏雄 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変 更 後 | 松井 博史 |
- 四 届出年月日
 平成二十一年一月二十二日
 変更年月日
 平成二十年五月三十日
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 防府シヨッピングセンター
 所在地 防府市中央町一番三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社マイカル 大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号 松井 博史
- 三 変更に係る事項の概要
- | | | | |
|---------------------------|---------------------------|-------|---------------|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変 更 前 | 吉末 典弘 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変 更 後 | 防府市栄町一丁目六番四八号 |
- 四 届出年月日
 平成二十一年一月二十二日
 変更年月日
 平成二十年五月二十二日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 防府ショッピングセンター
 所在地 防府市中央町一番三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社マイカル 大阪府中央区久太郎町三丁目一番三〇号 松井 博史
- 三 変更に係る事項の概要
 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 変更前 河村 正
 変更後 河村 正博
- 四 届出年月日
 平成二十一年一月二十二日
- 五 変更年月日
 平成二十年八月二十日
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 防府ショッピングセンター
 所在地 防府市中央町一番三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社マイカル 大阪府中央区久太郎町三丁目一番三〇号 松井 博史
- 三 変更に係る事項の概要
 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 変更前 河村 正
 変更後 河村 正博
- 四 届出年月日
 平成二十一年一月二十二日
- 五 変更年月日
 平成二十年八月二十日

平成二十年九月一日

(四七) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十一年二月十日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称
 電気

(二) 物品等の予定数量
 二百五十三万六千ワット時

(三) 物品等の特質等
 入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間
 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間

(五) 納入場所
 山口県下関水産振興局及び下関漁港地方卸売市場

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)に基づく資格

審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六条の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。

三 契約条項を示す場所

下関市大和町一丁目一六番一号 山口県下関水産振興局総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

平成二十一年二月十日から同月二十三日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口県下関水産振興局総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県下関水産振興局総務課

(三) 受領期限

平成二十一年三月十六日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成二十一年三月十七日午後二時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

下関市大和町一丁目一六番一号 山口県下関水産振興局六階会議室

(二) 日時

平成二十一年三月十七日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県下関水産振興局長 江藤 信正

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県下関水産振興局総務課（電話〇八三二二六六一二二四）に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Shimonoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and Quantity of the products to be purchased: Electricity, 2,536,000 kWh.

(3) Delivery period: From April 1, 2009 to March 31, 2010

(4) Delivery place: Shimonoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government and Shimonoseki Fishing Port Local Wholesale Market

(5) Section in charge of procurement and Contact for inquiry: General Affairs Division, Shimonoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (TEL 083-266-2141)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. March 16, 2009

(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. March 17, 2009)

(四八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十一年二月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
光市虹ヶ丘六丁目

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
光市浅江二丁目一六番三二号
株式会社リビンゲアート



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十一年二月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 入札に付する事項
次に掲げる業務の委託
 - (一) 業務の名称及び数量
実習船青海丸の中間検査業務 一式
 - (二) 業務の内容
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 履行期間
入札説明書及び仕様書による。
 - (四) 履行場所
県内の造船所
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十六号)に基づく資格審査において、自動車及び船舶等について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

- (四) ドライドックを有する者であること。

三 契約条項を示す場所

長門市仙崎一〇〇二番地 山口県立水産高等学校

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立水産高等学校において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立水産高等学校

(三) 受領期限

平成二十一年三月二十六日午後五時(入札書を持参する場合は、平成二十一年三月二十七日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

長門市仙崎一〇〇二番地 山口県立水産高等学校

(二) 日時

平成二十一年三月二十七日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県立水産高等学校長 原田 剛
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県立水産高等学校(電話〇八三七―二六―〇九一一)に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Prefectural Fisheries Senior High School
 - (2) Nature and quantity of the service to be required: A regular inspection and general repair of the Fisheries training ship *Omi-maru*
 - (3) Term of contract: Specified in the tender manual
 - (4) Place of the performance of the service: A shipyard in Yamaguchi Prefecture
 - (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice Management Section: Office division, Yamaguchi Prefectural Fisheries Senior High School (Phone: 0837-26-0911)
 - (6) Time-limit for tender: 5:00 P.M. March 26, 2009
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M. March 27, 2009)



山口県選挙管理委員会告示第八号

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙の執行に当たり、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十一年二月十日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

- 一 被登録資格の決定の基準となる日
平成二十一年二月十九日。ただし、年齢については、選挙の期日とする。
- 二 登録を行う日
平成二十一年二月十九日
- 三 縦覧に供する期間
平成二十一年二月二十日

平成二十一年二月十日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)